第五章　特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用

（特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用）

第三十五条　法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

2　第十六条第一項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

3　第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

第七章　雑則

（権限の委任）

第四十二条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一　（略）

二　削除

三～十二　（略）

十三　削除

十四　削除

十五　削除

十六～二十三　（略）

二十四　特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十五　（略）

二十六　特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十七　（略）

第五章　特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用

（特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用）

第三十五条　第十六条第一項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

2　第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

（新設）

第七章　雑則

（権限の委任）

第四十二条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一　（略）

二　法第八条第二項の命令

三～十二　（略）

十三　法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に関するものにあっては、特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十四　法第二十五条第四項の命令

十五　法第二十六条の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十六～二十三　（略）

二十四　特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項及び第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十五　（略）

二十六　特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十七　（略）